

2011年(平成23年)9月6日 火曜日

## 退職者の競業行為防げる

Q 会社を経営していますが、従業員が退職し、同業他社に就職することを聞きました。退職後の従業員の競業を防ぐにはどうしますか。



則として競業行為は、入社時や、一定の禁止されなくなりま

す。

提出してもらおうのが適切です。

A 従業員は在職

他社就職や、同業独立 意をしていない場合で

中、労働契約に基づき 営業を禁止させたい場合、就業規則に定める誠実義務を負います。合意には、その旨の誓約 ことで、退職後の競業で、会社と競業行為を 書などを提出してもら 禁止することも可能行うことはできません。特に合意しておく ます。

ん。他方、退職後は会 必要があります。ただ もっとも競業の禁止社との労働契約関係は 誓約書の提出を強制す は無条件に認められる なくなりますので、原 することはできませんの わけでなく、従業員の

## 誓約書などで合意を

職業選択の自由を不当 為の差し止めや損害賠 効となります。競業禁 能です。

止が有効か否かは①禁 止期間、禁止場所が限 職金規定に競業会社に 定されているか②禁止 される職種が限定され ているか③代償の有無 (機密保持手当等支払 いる場合で、退職者が 意の有無) などを考 慮して企業秘密の保 護、従業員の職業選択 自由、社会の利害独 占集中の恐れ)の三つ 不支給規定の適用を 認めたものもありま

合意には、競業禁止が有効な場 違反に対して、競業行 郎)

(弁護士 松田健太